

第一 諸国は其の清国に於て保有することあるべき利益的範圍内又は借地内に於ける条約港又は既得の利益に何等干渉せざることを第二 右利益的範圍内の各港（自由港に非ざる限り）に於て陸揚し又は船舶せらるゝ一切の商品に對しては其の何れの国に属するを問はず、現に行はるゝ所の清国条約規則を適用すべきこと。且之に依りて賦課すべき租税は、清国政府に於て徴収すべきこと第三 諸国は右範圍内の何れの港に立寄る他国の船舶に對しても、自国の船舶に對するよりも多額の港税を賦課せざるべく、又該範圍内に敷設、監視、若くは作業せらるゝ鐵道線路上に於ては、他国民に属する商品の右範圍内に於て輸送せらるゝものに對し自国民に對する同種の商品の同距離間輸送せらるゝものに對するより多額の運賃を徴収せざること。

抑も米国が今新たに清国に關し此の主義を唱道するに至りし所以は何であるか。想うに米国の産業は晩近著大の発達を遂げ、殊に製造業に於ては長足の進歩を示し、漸次歐洲諸国の生産品の販路を蚕食して世界各方面に侵入しつつある。特に清国に於ける其の貿易額は、之を日英諸国に比すれば當時尙お其の以下にあつたけれども、四億の人口を有する大地盤は、米国生産品の将来の好市場たること固より疑を容れざるに顧み、此の有望なる清国に向つて列国若し其の勢圏内の港湾に抛り、貿易上特殊の有利的地位を占め、而して他国之に均震する能わずとせんか、米国は其の生産品の販路に甚大の障礙を蒙らざるを得ないから、是れ即ち清国に於ける門戸開放の提議を列国に致せる所以と解すべきであらう。去れど米国の提議に接したる列国中には、其の真意に就て疑惑を挾めるものもあつた。素より列国は主義に於て米国の提議に反對すべきいわれなく、いづれも大体に於て異議なき旨を回答し、我國も十二月二十六日付を以て「今回貴国政府より開示ありたる公平寛大なる提議に對しては、諸外国政府に於て總べて承諾を表するに於ては帝國政府に於ても欣然承諾を表すべきことを茲に言明するは甚だ光榮とする所に有之云々」と回答した。

露国は、当初米国の提議をもつて米国自身の發意でなく對露防圧を企図する英國の慾想に出たものと疑うようであつたが、當時駐米公使であつた小村の三十三年一月八日附報告中に

『当地米国目下の情況に於ては、当国が聊かにても英國と連衡するが如き形迹あるに於ては当国に数少なからざる独逸人及び愛蘭人は拳つて政府に反對すべく、本年の政選期を控ゆる大統領は本件について英國と結託する等のこと万々無之、既に本期議會に大統領の廻付したる教書中にも、英國との關係には成るべく諒及せずして、却つて独逸との親密なる關係を揚言せるが如き、その苦心を見るべく、即ち今回の交渉は全く当国政府自身の意見に出で、最初の發議に關しては英國政府更に与り知らず、畢竟時機の遅れざる前に清国に於ける米国の通商權利を保全せんとするの政策に外ならず。』

とあるが、この推断は正鵠を得たものであつた。要するに門戸開放に關する米国のこの提議は、清国に於ける各国の利益範圍又は租借地内に於ける既得利益の尊重と經濟上の均等待遇とを主眼としたものであるから、この提議の趣旨にして誠実に実行されるならば、謂ゆる勢力範圍、若しくは利益範圍の名に於て清国の事実的分割を来せうとする危険を阻止し、清国に於ける列国の利益壟断は、少くも表面これを実行するにその辞なきに至つたであらう。しかるに米政府の右提議あつて間もなく、義和団事変は突如勃発し、清国は一大騷擾の渦中に投ぜられ、次で露国の滿洲占拠となり、門戸開放主義の無視から、転じて滿洲問題の發展となつたのである。

第三節 米布合併の対策

小村の外務次官として在職二年三ヶ月の間、最も心血を傾けたのは、第一は朝鮮問題であつたが、朝鮮に於ける日

露の角逐は明治三十一年の第二回日露議定書の成立をもつて一先づ一段落を告げた。次は歐洲列国の対清活動に伴う我が政策の運用であつたが、これと前後し米布合併事件は米國に於ける大問題であつたと共に、太平洋上に重要な利害を有する我が國に取つては大に痛痒を感じる問題で、これに対する小村の心労もまた没してはならぬ。

米布合併問題は其の由来する所甚だ遠く、米國人の布哇に於ける勢力滋蔓せしに伴ひ種々の案件逐年累加し、明治二十六年に同嶋に革命起るに至つて形勢急に一進転をなした。同年一月、布哇國王が白人の權利を減殺し、土民の權利を増大するの目的を以て憲法の改定を決定するや、居留米國人は痛く激昂し、遂に公安委員なるものを選設し、其の決議に依り在同島米國公使及び米國軍艦の援助を藉りて國王を廢し、假政府を樹てた。假政府は次で米布合併を計るの目的で五名の委員を華盛頓に派し、直接米國政府と交渉せしむることとなつたが、此の間に於て新施政に対する島民不滿の聲は漸く高まつたので、同年二月、米國公使は假政府の依頼に応じ、米布合併商議の進行中同政府を米國の保護の下に置いた。然り而して他の一方に於て該委員の華府に到着するや、大統領ハリソンは布哇廢王よりの陳情使節の來米を顧視せずして合併交渉委員を引見し、爾來合併の方針に向つて其の歩を進め、遂に教書を發して上院に諮問し、上院外交委員は合併條約案を審査したる後贊成報告をした。然るに其の後民主黨の新大統領クリーヴランドの就任期近づくに及んで情勢一變し、該案は上院に於て握潰しの姿となり、新大統領は就任後程なく一旦之を政府に撤回した。此の撤回は必しも彼れ合併案に反対なりしが故ではなく、唯だ前政府の之に關する措置には稍々輕率の嫌ありしと爲し、改めて慎重に其の利害得失を審査し、且布哇國民の意向をも篤と確むるを要すとの理由に出でたのである。斯くしてクリーヴランドは布哇の實情を調査する委員を同島に派した。同委員は着布後先づ布哇に対する米國の

保護を廢し、米國軍艦陸戰隊の護衛を解き、進んで王政黨及び合併黨の雙方に就て充分の調査を遂げたる末、同年八月華府に歸つて復命した。其の後米國政府は新たに布哇駐劄の公使を任命して合併に意なきを示し、同年十二月の教書に於て合併方針を非認するの意見を公表し、上院は翌二十七年「布哇國の政体を任意に創設し及び之を維持するの權は一に同國人民に屬し、米國は之に干渉す可らず、若し外國政府にして布哇國の政府に干渉するあらば、是れ即ち米國に對し友誼を失うの所爲と認むべし」との決議をした。是に於てか布哇の假政府も、クリーヴランド内閣の存続する限り最早合併の望なきに至りたるを視、同二十七年七月四日新たに憲法を發布し、共和政府を設置し、斯くして米布合併問題は一時中絶の姿となつた。而も合併運動は之が爲めに終熄したのではなく、内外相通じて陰に陽に其の機會の促進を圖策しつゝ一二年は打過ぎた。折しも二十九年の十一月、共和黨のマツキンレーが新たに米國大統領に當選するや合併論は俄に再燃し、翌九八年に入り合併運動は急に活氣を加え、在ハワイ英独仏諸國人の反對説も合併派たる居留米國人の前には力なく、大勢は次第に合併に向つて進んだ。

當時我が松隈内閣は、ハワイに於ける我が利益の甚大なると、太平洋に於ける均勢維持の必要とに顧み、米布合併を好ましからぬことゝなし、大隈外相は駐米星公使をして布哇の現状維持を希望するの意を米國政府に通ぜしめた。爾來星は本件に關し累次樂天的の報告を我が政府に送り越したが、突然六月十七日に至り星より米布合併條約案は其の前日を以て調印せられたる旨電報があつた。小村は此の時「しまつた、モ一十年と」叫んだ由であるが、其は若し十年の後にあらしめば、米國をして布哇を併吞せしめざらしめんに、との意であつたのか否かは明瞭でないけれども要するに小村は當時別に見る所ありて、思はず胸中の遺憾を吐露したのであらう。

大隈外相は翌十八日發電訓を以て(一)布哇の旧態を維持するは太平洋に於て利害關係を有する各国間の妥協に必要なこと、(二)合併は布哇在留本邦人が條約に依り取得したる居住及び商業上の權利を侵迫するの虞あること、(三)合併は條約に依り既に成立せる日本の要求及び布哇の責務に係る事項の処分方を布哇に於て遅延するの虞あること、の三理由を以て星をして米國政府に抗議せしめ、併せて日本が布哇の獨立若くは主權に危害を加えんとする企圖を現に抱くといひ、又は會て抱きたりというが如き世上喧伝の有害なる蜚説を明確に非認せしめた。之と行違ひに星よりは、合併計画を防遏するを得べき唯一の方法として、現下日布兩國間に談判進行中なる本邦移民上陸拒絶事件に關し、我が要求に対する布哇國の態度煮え切らざるを機とし、賠償担保の名の下に速に有力なる軍艦を派して同島を占領すべしと獻策して來た。我が政府は是より先き同年三月末、本件に關し英國政府の意向を試探したるに、英國政府は米布合併にして愈々行わるゝ曉には、英國の布哇に対する利益、即ち主として經濟上の利益は爲めに少なからず損害を受くべきを以て、同政府としては現状の維持を希望するも、去りとて英國の一挙一動は常に猜疑心を以て米國に監視せられ、動もすれば其の敵意を挑発するが故に、同政府にして本件に關し運動を試むるあらば忽ち反対の勢焰を強大ならしめ、却つて合併主義を助長するに至るべきに鑑み、此の際沈黙を守り、何等運動を試むるに意なしと云うにありて、要するに英國の布哇に対する方針は前年來の非干涉主義で、此の主義は却つて英國の利益を維持する好適手段なりと認め、合併問題に就て抗議するのは其の欲せざりし所であつた。獨國に至つても、布哇には多數の獨逸人、殊に一大製糖業者ありと雖も、彼等より格別の苦情にも接せざるが故に、米布合併の如きは同國政府の利害相關せざる所として居つた。布哇に相當の利害を有する英獨の態度既に斯の如くであつたのみならず、我が政府に於て此の際軍艦

を派して同島を占領するが如き行動を執るあらんか、米國をして必然認めて挑発的舉措と爲さしめ、合併黨の勢焰を却つて熾烈ならしむるは賭易き所で、其の日米の好誼を阻礙すべきは勿論、飽く迄之を決行するに於ては日米の衝突は免かれぬ、日米の友好關係を依然存続せしむるの利益は、合併に由つて失うべき我國の利益に比し遙に大であるから、抗議は外交談判の範圍に止め、其の範圍内に於て機宜を失するなきを要す、との意を電訓して右獻策を採用しなかつた。而も我が抗議は既に遅く、合併條約案は其の調印の日即ち六月十六日に上院に提出せられ、其の全文も翌十七日發表せられた。

踰えて数日、米國政府よりは我が抗議に対する回答があつた。其の要領は我が抗議の第一点に対しては、米布合併の必然の歸着たることは夙に世に認定せられ、四年前に合併のこと將に成らんとせし際に何れの國も布哇の現状維持を勧告したるなきこと、又米國は爾來太平洋に於ける状態を變更するが如き事態の發生したるを認めず、且合併が他國の正当なる利益を阻害すべしと信ずる能わざることを述べ、第二点及び第三点に対しては我が抗議を以て正式の條約上の規定を條約若くは國法に依り一國の臣民が他國に於て取得したる既得權とを混淆したるものと爲し、一國が他國に合併するに方り其の條約の終了すべき論拠としてハレックの國際法第十八章第三十五節及びホキートンの同書同第二百七十五節を引証し、其の終了は正式の締約を俟たず、苟も合併一たび事實と成らば其の方法の如何を問はず該事實に随伴するものとなりと云ひ、其の例としてハノーヴァー、テキサス、マダガスカル等を引証し、米布合併條約は米國の條約を合併地に及ぼすもので、日布條約の消滅は爲めに日本若くは日本臣民の既得權を廢滅せしめずとのことを陳述したるものであつた。

大隈外相は更に七月二日を以て、星公使をして米國政府に向つて断乎たる、而して謙讓温和なる語辭を以て、日本政府の抗議の理由を詳細に開陳せしめた。此の抗議に接したる米國政府は、八月十四日に至り覆答を星公使に送つた。日本政府が星を通じて米國政府に致せる抗議書中には、「合併に賛成する者は布哇国民中僅に一小部分に過ぎず云々」の文字があつた所、此の一句は米國政府をして痛く感情を害せしめたるものと見え、同政府は其の照覆の劈頭に「國際の友誼上及び慣行上に於ては、國民の意思は確立公認の政府を経て之を知るを得べきものにして、國民の意思表示は其の政府に依るの外なきに、日本政府が今布哇政府の行為を外にして其の國民の意思を云為するは解し難し」との意を記述したるが如き、外交文書としては稍々露骨のものであつた。米國政府の右覆答は、要するに曩の辯明の趣旨を反覆敷衍したるものに過ぎない。而して日本政府にあつても、米布合併のこと縦んば今急に実行を見るなしとするも、早晚事実となつて現わるべきは免かる可らざる所で、此の上幾回の往復論議を重ねるも合併を防遏し得るの望は到底是れなしと認めた。去れば米國政府に於て我が抗議の主たる理由としたハワイに於ける日本人の權利利益の保全はこれを保障し、かつ合併條約案中日本の權利を侵害するような條項は一も存していないこと、並びに合併前に獲得した日本人の既得權は充分に承認維持すべきことを言明し、殊に布哇に於ける外國の既得權を侵害するが如きは米國政府の企圖し若くは容認する所に非ざる旨を証言したる以上、日本政府は米國に對する友好の精神に鑑み、布哇に對する我が將來の交通に關し米國政府より一定の保障を得るに於ては本問題を終局せしむるに若かずと認め、即ち合併愈々実行の曉には米國政府をして、一方に於ては我國の布哇に於ける利益の存続を保障せしめ、他の一方に於ては日布兩國間の懸案の解決に一臂の力を添えしむることの方針を以て折衝するに決し、當時新たに外相の職に就け

る西は、偶々米國の情況報告旁々歸朝したる星に其の歸國後米國政府に對し右方針の下に本問題を妥結すべき旨十一月九日を以て訓令を授けた。星は歸任後、國務長官シャーマンに對し右訓令を執行したが、其の結果は要領を得ず、星も亦迫りもしなかつた。

其の後米國上院に於ては、合併條約案を批准するに必要な三分の二以上の多数を得べき見込がなかつたので、同院外交委員會は條約に依り合併を実行することを断念し、翌三十一年三月十六日を以て米布合併決議案を同院に提出した。當時米國の政界は、軍艦メイン号の沈没及び玖馬島叛亂に關する西班牙との外交問題に忙がしく、復た他を顧みるの遑なき姿であつたから、右決議案も暫くは本議に上らなかつたが、翌四月末米西兩國愈々開戦となるや、米國に於ては急速なる布哇合併を以て自國の防禦上大に必要なりと論ずる者多く、上下兩院にあつて曩に合併を非としたる論者も今は之を是とするに至り、五月四日先づ下院に合併実行の決議案出で、翌六月十五日同院を通過し、上院に於ても次で七月七日三分の二の多数で其の儘可決せられ、大統領は翌八日之を裁可した。謂ゆるニューランズ案なるものは其れである。

米布合併は斯の如くにして遂に実行せられた。米國政府は直ちに其の実行手續に着手し、海軍少將ミルラーを布哇に派遣し、命を在布哇米國公使に伝え、米國の名に於て同國主權の譲受を行わしめ、尙お合併決議案に規定せる米國側の布哇制度取調委員も次で布哇に出張した。是に於てか我が政府は、該委員と接觸し且希望の要件を提呈せしめんが為め、在米公使館顧問スチーヴンスを布哇に向わしめ、又彼れと相俟つて該委員と交渉し、同島に於ける我が國民の利益確保に尽力せしむるの目的にて内田弁理公使（康哉伯）をホノルルに派遣した。内田公使は九月二日同地に着

し、該委員会に対し、日布間の關係は從來日本労働者の移入に由り開發維持せられ、其の結果は雙方の便益となり、間接には日布間の通商其の他の重要關係を産出したるを以て将来日本労働者の移入を杜絶するが如き法律を制定するなきこと、又在布哇日本国民の待遇としては、敢て他国人の享有せざる特權又は優遇を請求するに非ずして、唯だ他国人と同一の待遇を求むるにあるが故に、布哇に於ける我が国の通商航海、及び我が国民に対し他国の其れに適用せざる事項を設立するなきこと等の希望を披陳せる意見書を提出し、之を該委員の考量に供した。

この時に至るまで、内にあつて大隈、次では西の兩外相を輔佐し、米布合併問題の対策に執筆し來たつた小村は、星に代つて華府に出使することゝなつた。その次第は次章に譲ることゝし、ここに米布合併の前年から當時まで日布間の懸案であつた本邦移民のハワイ上陸拒絶事件について一言するに止める。

明治三十年二月末、本邦移民六百有余名がホノルルに到着した所、ハワイ国移民局はその大部分に対し、労働者上陸規則違反として上陸を許可しなかつた。これを法廷に訴えたが却下せられ、在ハワイ島村公使（久）の彼等移民に面接することすら拒絶せられ、結局彼等は本邦へ送還せられた。そしてその後三月末、別船でホノルルに行つた本邦移民百六十有余名も、更に四月の初めに渡航した五百有余名も、いずれもハワイ官憲から上陸を拒絶せられ、その儘送還となつた。我が政府はこれをもつて日布條約違反として同政府に抗議し、島村公使に訓令し、（一）ハワイ政府は條約違反の行為たるを認め、ために生じたる損害賠償の責に任ずること、（二）将来再びかかる不法行為なきよう相當の保障をなすべきこと、を同政府に要求せしめ、且専ら居留民保護のため、四月末に軍艦浪速をハワイに派遣した。この派遣は多少は談判後援の意味もあつたにせよ、その主なる目的は居留民の保護に外ならなかつたが、在野の政客中に

は此の趣旨を深く識別せず一概に派艦のことを非とし政府に攻撃の矢を放てる者もあつた。次官の小村は、「大隈さんはとかく軍艦派遣が好きだ」と笑つて語つたものである。

島村公使は、右の果次の上陸拒絶事件に関し再三抗議をハワイ政府に提出し、爾後数旬に亘り同政府との間に交渉を開いた。そして同政府は本件を仲裁々判に附議せんと提議し、我が方は主義上同意を表して仲裁々判附托條件を指示し、引続き爭議の要点、仲裁者、損害賠償額等に関し数次の照覆を交換したが、埒明かない。その間に米布合併決議案は前述の如く三十一年六月より七月にそれぞれ米國上下兩院を通過した。米國政府はその合併前に本件の結了することを望み、日布兩國公使にその意を通じたので、政府は七月九日改めて島村公使に至急若干の金額にて本件を妥結せしめるよう尽力すべき旨を訓令し、同公使は一段の折衝を試みた末、同月二十八日をもつてハワイ政府をして米貨七万五千弗の支払を承諾せしめ、開談以來一年半近くで漸く本件を解決するを得た。

第四節 党渦の外に去る

小村は外務次官として三大臣に奉仕したが、その中西園寺兼摂外相の下には約三ヶ月、西外相の下には約七ヶ月に過ぎないで、比較的長かつたのは、前後二回の大隈外相の下に於ける通じて一年五箇月のそれであつた。特に大隈は省務を殆んど挙げて小村に一任し、彼をして次官の名に於て大臣の実を行わしめた。

されば小村は外務の事実上の主腦者として外交上の枢機に当り、國際上最も苦しき時代に処してよく我が国の位地を外に向つて維持するに心血を注いだが、さらに内にあつては、省務の刷新を計り、外交機關の整調を期するについ